

告示

埼玉県告示第百十九号

埼玉県土地利用基本計画を平成二十八年一月二十六日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

大里郡寄居町の区域

別図のとおり、森林地域十九ヘクタールを縮小

